

平成 2 2 年第 1 回定例会

森 町 議 会 会 議 録

1 1 月 会 議

平成22年第1回森町議会定例会11月会議会議録（第1日目）

平成22年11月15日（月曜日）

開議 午前10時00分

休会 午前10時51分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議長諸般報告
- 3 行政報告
- 4 議案第 1号 土地改良事業（災害復旧）の施行について
- 5 議案第 2号 平成22年度森町一般会計補正予算（第6号）
- 6 平成22年第1回 行財政改革等に関する調査特別委員会の審査報告について

森町議会定例会 議案第 2号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
制

4 月 会 議 定 について

付 託 議 件

- 7 意見書案第1号 TPP交渉参加の中止と食料自給率の向上を求める意見書
- 8 意見書案第2号 政府のEPA基本方針策定に関する意見書

○出席議員（21名）

議長 22番 野村 洋 君	副議長 1番 青山 忠 君
2番 堀合 哲哉 君	3番 長岡 輝仁 君
5番 木村 俊広 君	6番 加藤 玲子 君
7番 宮本 秀逸 君	8番 川村 寛 君
9番 佐々木 修 君	10番 清水 悟 君
11番 坂本 元 君	12番 杉浦 幸雄 君
13番 中村 良実 君	14番 坂本 喜達 君
15番 菊地 康博 君	16番 服部 勝見 君
17番 三浦 浩三 君	18番 小杉 久美子 君
19番 西村 豊 君	20番 東 秀憲 君
21番 前本 幸政 君	

○欠席議員（1名）

4番 黒田 勝幸 君

○出席説明員

町長	佐藤克男君
副町長（兼）	増田裕司君
会計管理者	
総務課長	片野滋君
総務課参事	佐々木陽市郎君
出納室長	木村浩二君
税務課長	泉一法君
収納管理課長	若松幸弘君
保健福祉課長	佐藤洋君
保健福祉課参事	成田研造君
農林課長	山田仁君
建設課長	川村光夫君
砂原支所長	輪島忠徳君
町民サービス課長	野田勝正君

○出席事務局職員

事務局長	本間一男君
事務局次長	藤田司志君
庶務係長	喜田和子君

○会議に付した事件

- 1 議案第 1 号 土地改良事業（災害復旧）の施行について
- 2 議案第 2 号 平成 2 2 年度森町一般会計補正予算（第 6 号）
- 3 行財政改革等に関する調査特別委員会の審査報告について
議案第 2 号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 4 意見書案第 1 号 T P P 交渉参加の中止と食料自給率の向上を求める意見書
- 5 意見書案第 2 号 政府の E P A 基本方針策定に関する意見書

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） おはようございます。ただいまの出席議員数は21名です。定足数に達していますので、議会が成立いたしました。

平成22年第1回森町議会定例会は、通年議会試行のため12月31日まで休会中ですが、森町議会通年議会等の試行に関する実施要綱第3条の規定により、休会中にかかわらず、議事の都合により11月会議を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、14番、坂本喜達君、15番、菊地康博君を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

○議長（野村 洋君） 日程第2、諸般の報告を行います。

例月出納検査報告は、別途閲覧に供しておりますので、説明を省略します。

地方自治法第121条の規定により議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員は、お手元に配付のとおりであります。

次に、審議日数ですが、本日1日を予定しておりますので、議事運営にご協力をお願いいたします。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第3 行政報告

○議長（野村 洋君） 日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

○町長（佐藤克男君） 皆さん、おはようございます。

消防防災センター建設工事にかかわる東急建設・星組渡辺JVに対する訴訟の結果が11月5日に判決が出ました。その判決に対する報告をさせていただきます。関係部署からさせていただきます。

以上でございます。

○建設課長（川村光夫君） 森町が平成21年10月29日に函館地方裁判所に提訴しておりました事件の判決が出ましたので、報告いたします。

森町と東急建設・星組渡辺特定建設工事共同企業体の訴訟の判決が11月5日、金曜日、午後1時15分に函館地方裁判所、蓮井裁判長より言い渡されました。裁判所での口頭弁論は2

回行われ、口頭弁論準備としまして裁判所において8回ほど協議がされております。そして、7月22日に結審し、このたび判決が出されました。

判決の主文は次のとおりでありますので、読み上げます。1つ、被告らは原告に対し連帯して3,716万8,950円及びこれに対する平成21年7月25日から支払い済み分までの5分の割合による金員を支払え、2つ、訴訟費用は被告らの負担とする、3つ、この判決は仮に執行することができる、以上の3点の判決が言い渡されました。

内容につきましては、1点目の3,716万8,950円につきましては、森町は東急建設・星組渡辺JVに対して請負代金の10%に当たる5,309万8,500円を平成21年7月24日を納期限として請求しておりましたが、22年6月10日に星組渡辺土建株式会社から元金1,592万9,550円と年5分に対する損害金の支払いがありました。その金額を差し引きまして、その残額に対する3,716万8,950円全額の支払いの判決がされたものであります。また、連帯してとは東急建設・星組渡辺JVに対しての一括の請求であり、それぞれの企業に金額を定めて請求していないためであります。

2点目の訴訟費用は、敗訴した被告らの負担となりますので、森町が訴訟費用として支出しました収入印紙代金は被告らから回収となります。

3点目の仮に執行できるとは、判決が確定する前に判決に従い金員を支払うことができるということであります。

また、この判決の確定日についてでありますけれども、判決書が被告らに送達されてから2週間経過後に確定となります。今回の場合ですけれども、判決書が11月8日に送達されております。その後2週間の間に控訴がなければ、11月22日の24時に判決が確定されることとなります。

以上で訴訟の判決についての報告といたします。

○議長（野村 洋君） 以上で行政報告は終わりました。

◎日程第4 議案第1号

○議長（野村 洋君） 日程第4、議案第1号 土地改良事業（災害復旧）の施行についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○農林課長（山田 仁君） ただいま議案になりました議案第1号 土地改良事業（災害復旧）の施行についてをご提案させていただきます。

次のとおり朗読してご提案します。

次のとおり土地改良事業を施行したいので、土地改良法第96条の4の規定に基づいて準用する同法第49条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成22年11月15日提出、森町長、佐藤克男。

工事計画の概要でございますが、資料を出してございます。資料1と資料2になっておりますが、工事計画の概要につきましては、査定番号345—1でございまして、地区名は濁

川、工種は水路でございます。事業量は59メートルでございます、事業費は299万7,000円でございます。

資料をお開きください。資料2枚になっておりますが、ナンバー1、左下が被災箇所でございます。SP、EP、この部分が被災箇所でございます。

2ページをお開き願います。ナンバー2の資料になりますが、右下のほうに被災箇所、森町字濁川地区。被災の状況でございますが、平成22年8月11日から12日の最大24時間雨量が185.5ミリ、最大時間雨量が33.5ミリございました。この雨によりまして、土水路ののり面が決壊し、河床が洗掘されて、施設の機能を失ったものでございます。3の復旧計画でございますが、災害査定要領第15、実は10月20日、21日にかけて災害査定を受けたものでございまして、施設の改修、機能復旧に当たるため計画したものでございます。4にあります復旧の内容でございますが、用排水路の距離58.06メートル、V700型のトラフ49.71メートルと附帯工8.35メートルを実施するものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第1号に対する質疑を行います。質疑ございますか。
（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。
討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。
これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定するに異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第4、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第2号

○議長（野村 洋君） 日程第5、議案第2号 平成22年度森町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（片野 滋君） 議案第2号についてご説明申し上げます。

本案につきましては、平成22年度森町一般会計補正予算の第6回目となるものでございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ354万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ88億4,073万2,000円にしようとするものでございます。

第2条の地方債補正につきましては、第2表、地方債補正のとおりでございます。

6ページからの事項別明細書によりご説明申し上げます。まず、歳入でございますが、2段目の款15道支出金、項2道補助金、目8災害復旧費補助金、これにつきましてはただいま

議案第1号でもご説明申し上げました土地改良事業の災害復旧事業の補助金でございます、227万5,000円。

それと、款21町債、項1町債、目4災害復旧債90万円を農業用施設災害復旧事業債として計上してございます。

その他一般財源に相当する部分36万8,000円につきましては、款10地方交付税の留保財源を充てたものでございます。

8ページをお開き願います。歳出でございます。款11災害復旧費、項2農林水産業施設災害復旧費、目1農林水産業施設災害復旧費354万3,000円の補正につきましては、節13委託料4万3,000円、これにつきましては災害復旧事業の補助率増高申請資料の作成委託料でございます。節15工事請負費350万円につきましては、濁川地区農業用施設災害復旧事業用排水路工事費350万でございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第2号に対する質疑を行います。質疑ございますか。
（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。
討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。
これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。
日程第5、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6（定例会4月会議）議案第2号

○議長（野村 洋君） 日程第6、平成22年第1回定例会4月会議議案第2号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について。

本件については、平成22年第1回定例会4月会議において行財政改革等に関する調査特別委員会に審議付託いたしました。その審査結果の報告書が提出されております。

森町議会会議規則第77条の規定により委員長の報告を求めます。

行財政改革等に関する調査特別委員長の報告を求めます。

○行財政改革等に関する調査特別委員長（青山 忠君） 行財政改革等に関する調査特別委員会審査報告書。

平成22年4月26日、平成22年第1回森町議会定例会4月会議において、本委員会に付託されました議件1件を審査した結果、次のとおり議決したので森町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

記、1、付託議件名と議決結果、議案第2号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、修正可決。

2、審査の経過、①、5月20日、第1回行財政改革等に関する調査特別委員会、出席委員21名、付託された国保条例の一部改正の審査について、事前に調査項目を委員会全員で協議しながら進めることは運営上からも非効率と考えられるところです。しかし、小委員会の設置を選択しないこととし、正副委員長会議で運営の方向性についての役割を担うことなどを協議しました。

②、6月23日、第2回行財政改革等に関する調査特別委員会、出席委員21名、保険税の、課税限度額や所得割の一部改正について、特別委員会として、どのように意見集約を図っていくべきかを協議するため、担当課長より説明を受けた後に審査しました。説明を受けたもので審査した項目は、(1)、国民健康保険運営協議会の審議経過について、(2)、国保安定化計画等について、(3)、年度別決算状況について、(4)、国保特別会計の検証と今後についての以上です。町側説明員としては、保健福祉課長、収納管理課長が出席した。

③、7月20日、第3回行財政改革等に関する調査特別委員会、出席委員21名、当局の住民に対する説明会の配置や、議会における手続などを考慮した場合、精力的で迅速な審査が望まれたところです。委員会においては、4月14日の全員協議会における資料の抜粋を用いて、審査の加速化を図ったところです。町側説明員としては、保健福祉課長が出席した。

④、8月24日、第4回行財政改革等に関する調査特別委員会、出席委員20名、9月会議における改正条例の上程を視野に入れ、付託された本特別委員会の考え方に成案を得るべく審査を行った。町側説明員としては、保健福祉課長、保健センター長、収納管理課長が出席した。

⑤、9月9日、第5回行財政改革等に関する調査特別委員会、出席委員20名、前特別委員会と同様に、9月会議における改正条例の上程を視野に入れ、付託された本特別委員会の考え方に成案を得るべく審査を行った。町側説明員としては、副町長、保健福祉課長、保健センター長、税務課長、収納管理課長が出席した。

⑥、9月28日、第6回行財政改革等に関する調査特別委員会、出席委員21名、前特別委員会に引き続き、精力的に付託案件を審査するも、国保税の改正について、一定の方向性を取りまとめるべく、正副委員長からたたき台の概要を示した調書を提示した。町側説明員としては、保健福祉課長、保健センター長、収納管理課長が出席した。

⑦、10月25日、第7回行財政改革等に関する調査特別委員会、出席委員20名、国保税の改正について、一定期間にわたり議論してきたことから、10月6日の正副委員長会議の方向に基づき議論を収れんし、判断を求めたところ、賛成多数で修正することが決まった。本特別委員会としては、所得割を7.5%及び限度額を73万円に改正することが大勢を占めたことから、森町議会委員会条例第14条の規定により、採決を諮ったところ16対2の多数決をもって、修正案が可決されたところです。

3、審査の結果、去る4月26日の定例会4月会議において付託を受けた議案1件について、

5月20日から7回にわたり特別委員会を開催し、当局の説明を聴取し慎重に審査をいたしました。その結果、特別委員会審査報告書に記載のとおり、4月会議議案第2号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、採決の結果、賛成多数により、修正の上可決いたしました。審査の過程で国民健康保険は、国民皆保険を支える最後のとりでとして、福祉の増進の一環として行われている一方で、国庫や道支出金、保険料で賄うべきであるが、低迷を続ける経済情勢等から被保険者の納付能力、担税力が低下しているため、厳しい財政運営を強いられていることを当特別委員会としても認識していること。委員会としては、そのことを重々認識しつつも、国保財政健全化に向けた相応の国保税引き上げはやむを得ず、所得割で7.5%、限度額で73万円に修正し、改正すべきと判断したものであります。今回も含め国保税の改正に当たっては、住民が国保税の改正幅の是非を理解、応諾できるよう、十分な情報と機会を提供するため、住民への十分な説明を行うとともに、あわせて国保財政の健全運営を行うため、国保税の収納率の向上と保健事業の推進による医療費の抑制が重要な課題であると認識するものです。

特に住民への説明をすべしと強く希望するものであります。

以上であります。

○議長（野村 洋君） これで委員長報告を終わります。

行財政改革等に関する調査特別委員会において質疑、討論を行っておりますので、委員長報告に対する質疑、討論を省略します。

次に、中村良実議員ほか3名から、定例会4月会議議案第2号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対する修正動議が文書により提出されております。

修正動議につきましては、所定の賛成者があることから、動議は成立しています。

中村良実議員ほか3名から提出のあった動議は、原案と関連がありますので、あわせて議題とし、動議の提出者からの提案説明を求めます。

○13番（中村良実君） 定例会4月会議議案第2号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対する修正案について提案の趣旨説明を申し上げます。

本件については、平成22年4月26日開催の平成22年第1回森町議会定例会4月会議において行財政改革等に関する調査特別委員会に付託され、7回にわたり慎重審議された結果が先ほど委員長から報告されました。本案は、委員長報告に沿う形の修正案となっております。所得割については1.0%の改正にとどめることとし、第3条第1項中「100分の9.5」を「100分の7.5」に改めるものです。よって、本修正案に記載していない限度額については、原案どおりの73万円にしようとするものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は附則第1項の「施行期日」及び附則第2項の「適用区分」についてはそれぞれ1年間繰り延べすることに改めるものであります。

以上、議案第2号の修正案の提案に対する趣旨説明といたします。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（野村 洋君） ただいま提出者から説明がありましたが、動議に対する質疑を許し

ます。質疑ございますか。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございますか。

(「はい」の声あり)

○議長(野村 洋君) ございますね。

まず、原案に対する賛成討論の発言を許します。原案と申しますのは、4月議会の町長部局から提出された原案でございます。この原案に対して賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) なければ、次に原案及び修正案に対する反対討論の発言を許します。

○2番(堀合哲哉君) これから反対討論させていただきますが、私の立場を再度明確にしておきたいと思っております。修正案に対して反対、そして原案にも反対でございます。すなわち、今の保険税の税率をそのまま維持してくださいという考え方でございます。私は2007年の選挙におきまして、私個人は国民健康保険税の重税で大変な思いをしている町民の命にかかわる問題ですから、これ以上の引き上げには反対であるということを文書にして町民にお渡しをしております。ですから、私の考え方はそれから一切変わっていないわけでございます。

今日本じゅうを見ますと、国民健康保険税の重税で大変生活が脅かされている、命も危険にさらされている、結局は無保険状態に置かれている方がたくさん出ています。そういう中で病院にもかかれず、病気がさらに悪化して、命を落とす人も後を絶ちません。ですから、国民健康保険そのものの抜本的な改革が今望まれているところだと私は思っております。国民健康保険は、国民皆保険制度のもとで他の保険に加入できない国民を対象にして発足いたしました。当初からもその基盤は脆弱であり、国の45%の補助金があり、自治体が保険者となり、運営されてきました。国の45%の補助金が出ているうちは、この森町の国保会計も赤字ではありませんでした。ところが、国は責任をほうり投げて、補助率を下げました、45%から38.5%。そして、今は仕組みさえ変えて、30%前半の補助率に落ちております。

では、落ちた分をどこからお金をいただくかという問題です。前町長は、住民の負担をこれ以上増やすわけにはいかないという精神から、社会保障制度の一環として税率の引き上げは徹底的に抑えてまいりました。今提案されているのは、所得割の引き上げです。皆さんご承知のように保険税というのは他の保険と違って、応能割と応益割に分かれております。他の保険ではこれございません。すべて応能割でございます。ですから、たとえ収入がそんなになくても、最高限度額に近づく方が出てくるのです。ですから、重税で大変だという思いは、町民皆さんの思いではないでしょうか。この国の補助率の引き下げを加入者である町民に負担を押しつけたら、ますます滞納者は増えます。結局無保険になる状況が続くということです。病院に行くと、10割負担しなければいけません。そのお金がないから我慢して行かない、そういう状況をこの町でつくってはいけない、私はそのように考えております。その

ときに自治体がどれだけ福祉の精神を旺盛にして、助けてあげるかという問題なの。町長は議会において、もう町からの繰り入れしないとおっしゃいました。町からの繰り入れもなく、国の補助も減らしたら、その穴埋めは国保税、税収で賄うということなの。では、加入者は大変な状況に追い込まれる、このように思います。ですから、今回の国保税の引き上げというのは、ますます支払い能力の限界を超えるという状況をつくり出すものである。町側の提案は3%でした。私は、1%にしたことを評価しないわけではございません。しかし、これは3%に向かう町の姿勢の突破口そのものをつくっていくのではないかと、私は大変危惧をしております。

ですから、ここでもう一度我々は社会保障制度ととらえ、福祉政策の一環としてとらえ、そして加入者の実態から保険税をもう一度見直さない限り、この保険制度そのものが危うくなると思います。税の滞納者は、差し押さえが今もう既に始まっております。短期保険証、そして資格証明書、こういうふうに進んでいくとしたら、この町自体が住民の命を守らない町になってしまうのではないだろうか、このことを私は非常に懸念しておりますので、反対をさせていただきたいと思います。提案者が修正案の提案のときに、最高限度額も申し上げました。最高限度額をなぜ前町長は国基準並みにしなかったか、これ理由があるのです。余りにも高い負担なので、大金持ちやたくさんのお金持ちならいいのです。でも、最高限度額になるというのは、要するに税の仕組みそのものの中で350万の収入でも400万弱の収入でも最高限度額になる方は現実に出てくるわけ。その方に73万もの負担をかけるというのは、これは酷ではありませんか。だから、前町長は抑えたの。私は、国基準並みでよろしいという考えは持ちません。ぜひそのことも、上限も引き下げながら、我々議会としては決定していくべきことではないだろうかというふうに思いまして、反対をさせていただきました。

以上でございます。ありがとうございます。

○議長（野村 洋君） 次に、修正案に対する賛成討論の発言を許します。

○17番（三浦浩三君） 私は、今回の行財政改革等に関する調査特別委員会に付託されました国民健康保険税の条例改正に対して、この特別委員会より提出されました修正原案に賛成の立場から一括して討論を行いたいと思います。

この国保会計は、基本的には独立採算を前提にしておりますが、これまで当町が採用してきた政策は国の基準を下回る税額賦課を採用し、極力住民負担を抑える形で運営してきましたが、町全般の財政力が非常に低下する中において、一般会計からの補てんも大変厳しい状況にあります。この特別会計の基本を踏襲すべき会計方法を構築する必要が急務であります。また、単独での帰結に近づける努力も必要であります。

さて、我が町の全般的な経済状況を見た場合に、結果報告にもありましたように納付力、担税力そのものが落ち込んでいるような段階では、所得割負担を現行の6.5%から7.5%と1ポイントだけの引き上げにとどめ、運営していかざるを得ないと考えます。ただし、課税限度額は町長より提案されました73万円に賛成するところであります。また、他会計からの繰り入れ等に頼らない運営方法のあり方や医療費の抑制につなげる保健福祉の政策、国保会計

の現状等を町民に十分な説明を行うことを希望しまして、所得割負担の1ポイント引き上げ修正に賛成するものであります。

どうぞ皆さんのご理解とご審議のほどよろしく願いいたします。

○7番（宮本秀逸君） 修正原案に対する賛成の立場から討論を行います。

国民健康保険にほとんどの世帯が加入しております1次産業を見たときに、22年度にあつては過去に経験したことのない猛暑に見舞われ、農水産業ともに大きな被害を受けたところでございます。そして、追い打ちをかけるようにT P Pを推進する趣旨の政府の発表があり、このたびのA P E Cにおいても首相より発言がありました。そういったこともあり、いわゆる担税力の低下が懸念されているわけでございます。国保の医療分の所得割につきましては、説明がございましたように前年度の所得に課税されることを考えますときに、税率アップには慎重にならざるを得ないわけであります。今度の改定につきましては、最小限度にとどめるべきと考えます。限度額につきましては、これまで被保険者の負担を極力少なくする方向でできたわけでありますが、22年度国基準相当に引き上げることが将来の国保事業になじむ数字と考えます。納税業務にあつては、何よりも収納率のアップが肝要であります。調交ペナルティーを科せられないまで収納率を上げることが最重要の課題と考えます。担当課のさらなる努力を願い、賛成討論とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） ほかに討論ございますか。よろしいですね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

まず、中村良実議員ほか3名から提出された動議から採決いたします。

動議に賛成の方は起立をお願いいたします。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数。

よって、修正案は可決されました。

次に、修正議決した部分を除く原案について採決いたします。

定例会4月会議議案第2号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、修正議決した部分を除く原案について決定することに賛成の方は起立願います。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） 除いた部分の今の原案に対して賛成、73万、限度額に賛成の方と言ったほうがいいでしょうか。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 賛成多数でございます。

よって、修正議決した部分を除く原案については可決されました。

◎日程第7 意見書案第1号

○議長（野村 洋君） 日程第7、意見書案第1号 TPP交渉参加の中止と食料自給率の向上を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第1号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第7、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 意見書案第2号

○議長（野村 洋君） 日程第8、意見書案第2号 政府のEPA基本方針策定に関する意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第2号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第8、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎休会の宣告

○議長（野村 洋君） これをもちまして本定例会11月会議に付議されました議件の審議は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成22年第1回森町議会定例会11月会議を終了いたします。

ご苦勞さまでございました。

休会 午前10時51分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

平成22年11月15日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員